

令和 7 年 3 月

大木町農業委員会総会

議 事 録

令和 7 年 3 月作成

令和 7 年3月 大木町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 10 日（月） 午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 大木町役場 3 階 第 1 会議室

3. 総会構成員現在総数 18 名

4. 出席委員 (17 名)

1 番	松本	久吉
3 番	岡崎	良輔
5 番	中島	智道
6 番	廣松	伸幸
7 番	小林	律子
8 番	池口	活友
9 番	平木	俊博
10 番	田中	良二
11 番	荒巻	明子
12 番	熊本	森行
13 番	北島	秀一
14 番	塚本	英統
15 番	今村	真由美
16 番	山口	茂徳
17 番	牟田口	美智子
18 番	松永	静義
19 番	井手	正宏（会長）

5. 欠席委員 (1 名)

2 番 菰方 利幸

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鶴岡	寛士
書記	高田	翔太

7. 議事内容

1. 報告

- 1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 議事

- 1) 農地法第3条の許可申請について
- 2) 農地法第5条第1項の許可申請について
- 3) 大木町農用地利用集積計画の決定について

8. 会議の概

議長	それではみなさんこんにちは。全員揃っていますので始めたいと思います。大変季候が変動しております。皆様体調に気をつけていただきたいと思います。それでは報告事項に入ります。 あと説明が始まる前に資料の差替えがありますので説明をお願いいたします。
事務局	(資料差替説明「省略」)
議長	あと菰方委員より欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。今日の議事録署名人を廣松委員、池口委員にお願いしたいと思います。電話はマナーモードか、電源をお切りになっていただきますようお願いいたします。それでは始めたいと思います。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(朗読説明「省略」)
議長	次に議案第1号農地法第3条の許可申請について番号1番を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	(朗読説明「省略」)
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の牟田口委員の説明です。

牟田口委員

行政書士の〇〇さんより3条申請についての内容の説明を受け、2月27日現地を確認しました。その折に譲渡人の〇〇さんにお会いして経緯を伺ったところ今後耕作することもないため、近所の知人の紹介で、譲受人の〇〇さんをご紹介いただいたとのことでした。また譲受人の〇〇さんには3月2日電話をして説明を頂き今後の営農は息子さんが帰ってきて参加し、親子で耕作していくとのことでした。先ほど事務局から説明があったとおり、経営規模拡大とのことですので問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

地元委員の意見を聞いて質問に入ります。皆様の意見をお願いいたします。

各委員

(意見なし)

議長

意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。番号1番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

各委員

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め番号1番を承認することに決定します。次に議案第2号農地法第5条第1項の許可申請について、番号1番を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(朗読説明 「省略」)

議長

事務局の説明が終わりました。池口委員の意見をお願いいたします。

池口委員

3月6日に廣松委員さんと事務局の3名で現地調査を行いました。先ほど事務局から説明があったとおり、一般住宅用地の申請です。当該地は北側東側南側が住宅地、西側を道路に接しております。転用することにより付近の農地の営農に影響はないと思います。家庭用排水についても合併浄化槽を通じて道路側溝へ流されるということです。問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは地元委員の岡崎委員の意見をお願いいたします。

岡崎委員

2月21日に申請者から電話があり現場に出向くということでしたが、私の方から現場を見たくて申請者に伺いました。そして事務局から説明があったように、息子さんが熊本から帰ってくるので家を建てるということでした。現場の農地についてもたまたま農地として残っていた、というような感じですので排水についても何ら問題はないと思いますのでご検討をお願いします。以上です。

議長

現地調査委員、ならびに地元委員の意見はお聞きのとおりです。質問に入ります。皆様の意見をお願いします。意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。番号1番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員賛成と認め番号1番を承認することに決定いたします。次に番号2番を議題とします。事務局の説明をお願い致します。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の説明が終わりました。現地調査委員の廣松委員の意見をお願いします。

廣松委員

3月6日に池口委員と事務局3名で調査を行いました。先ほど事務局から説明があったとおり場所的にも住宅と保育園が隣接し、駅からも近く3種農地への転用となっています。申請農地を転用することによって周囲の営農への影響はなく排水についても合併浄化槽を設置し、クリークへ排水する計画で問題はないと考えます。

議長

続いて地元委員の北島委員の意見をお願いいたします。

北島委員

1月の始め頃だったと思うのですが、譲渡人の〇〇が我が家に来られまして説明を受けました。現地に関しては、よく存じ上げてるところ

なのですが、〇〇保育園側に田んぼがありまして、その西側も宅地ということになっております。現在ではトラクターを使って管理をされてあるものの、作物を作っているところではないので、駅からも近いので開発に関しては問題ないと思います。

議長

現地調査委員およびに地元委員の意見はお聞きのとおりです。
それでは質疑に入ります。皆様の意見をお願いします。

松本委員

事務局にお伺いしますが、転用目的の欄に特定建築条件付売買予定地とありますが、これはどういう意味でしょうか？

事務局

特定建築条件付売買予定地というのは建売分譲というのは大木町には今まであったと思うんですが、区画を分けてそれを開発してそこに本人の希望の住宅が建てられるような転用の仕方、それが出来るようなものが特定建築条件付売買予定地ということになります。法令上いろいろな用件はありますが、わかりやすく言えば注文住宅のようなことができる開発の仕方、ということになるとご理解いただけたらと思います。

議長

他にはありませんか。意見もないようですので質疑を終わります。
採決いたします。番号2番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認め番号2番を承認することに決定いたします。
次に「議案第3号大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。整理番号1番を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(朗読説明「省略」)

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。
意見もないようですので質疑を終わります。整理番号1を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員	(全員挙手)
議長	全員賛成と認め整理番号 1 番を承認することに決定いたします。 次に整理番号 2 番を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	(朗読説明「省略」)
議長	事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。皆様の意見をお願いいたします。
各委員	(意見なし)
議長	意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。整理番号 2 番を承認することに賛成の方挙手をお願いします。
各委員	(全員挙手)
議長	全員賛成と認め、整理番号 2 番を承認することに決定いたします。 次に利用権設定について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	(朗読説明「省略」)
議長	事務局説明が終わりました。質疑に入ります。皆様の意見をお願いいたします。
松本委員	2 番の〇〇〇さんの賃貸料は 3,000 円になってますね。1,605 平米あってなんでこんなに安いのですか？
議長	多分これは土地改良区の賦課金では？
事務局	この 3,000 円についての理由までは確認はしていないのですが、所有者、耕作者の印鑑をいただいた上で申請はしています。

議長

貸し手と借り手で決めている金額だから私たちがどうこう言うこと
はないです。休憩します。

< 休憩 >

議長

それでは再開いたします。意見もないようですので採決いたします。
利用権設定を承認することに賛成することに賛成の方は挙手をお願い
いたします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員賛成とみとめ利用権設定を承認することに決定いたします。
今日の総会をこれで終わりたいと思います。

9. 議案の賛否

1) 農地法第3条の許可申請について

番号1 賛成 16 名 反対 0 名

番号2 賛成 16 名 反対 0 名

2) 農地法第5条第1項の許可申請について

番号1 賛成 16 名 反対 0 名

番号2 賛成 16 名 反対 0 名

番号3・4・5

賛成 16 名 反対 0 名

番号6 賛成 16 名 反対 0 名

3) 大木町農用地利用集積計画の決定について

整理番号1 賛成 16 名 反対 0 名

10. 閉会の日時 令和7年3月10日（月） 午後2時30分